

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和8年5月12日（火）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分について
- ・令和8年度不登校の子どもの保護者相談会について
- ・令和8年度フリースクール利用料支援事業について
- ・令和10年度全国高等学校総合体育大会に係る実行委員会の設立及び事務局看板の掲出について

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・福島県でのバスの事故を受けての県の対応について

発表項目

○ 教職員の懲戒処分について

本日、教職員の懲戒処分を1件行いました。わいせつ行為により、免職処分とした案件です。子どもたちに人の道を説く職業にある教員が、このようなあつてはならない事態を引き起こしまして、公教育に対する県民の皆さんの信頼を大きく傷つけることになりましたことを深く受けとめております。教育委員会を代表しまして、お詫びを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは資料に沿って説明させていただきます。まず、処分実施日は、本日5月12日です。被処分者、処分内容は、四日市市立内部中学校、教諭、國木俊之、男性、48歳を免職いたしました。なお、この事案では、被処分者の氏名を公表しております。これは公表に関する私どもの基本的な考え方の中で、懲戒免職処分であつて、事案が重大な法令違反や非違行為に該当し、逮捕、起訴等に伴う報道発表等で、被処分者の氏名がすでに明らかになっている場合には、被処分者の氏名を公表することがあるとしていることから、公表するものでございます。

概要でございます。資料の中段ほどでございますけれども、この者は、令和8年1月、鈴鹿市施設において、10代の女性に対し、同人の唇にキスをするわいせつな行為をしました。また、同行為以外にも、令和7年12月以降、同人に対してキスをするわいせつな行為を複数回行いました。

令和8年3月、津地方検察庁から不同意わいせつの罪で起訴されました。

私どもが掴んでいる今回の事案に係る情報もふまえ、補足説明をいたします。本事案につ

いては、鈴鹿市施設において、当該教諭がボランティアとして個人的な音楽指導を行っていた際に起こったものです。

被害者については、警察の報道発表に合わせて、10代女性と表記しておりますが、刑法176条の3項による、「16歳未満の者」にあたります。被害者と当該教諭の関係については、警察の報道発表でも明らかにされておらず、被害者保護の観点から差し控えていただきます。なお、被害届は出されておられません。

今後の対応でございます。資料の3ですが、これまで、令和5年7月の児童生徒性暴力等に係る刑法等の一部改正に伴い、本県においても懲戒処分の指針の改正に加え、各市町教育委員会及び県立学校に、教職員の児童生徒性暴力等に係る研修動画を作成・配信し、どのような行為や発言が児童生徒性暴力等に当たるのか、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかなどについて、教職員の理解を深め、児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組も行っているところでございます。

今後も、市町教育委員会と連携し、本事案をふまえ、改めて不祥事を自分事として捉えることができるよう、「信頼される教職員であり続けるために～不祥事の根絶に向けて～」のリーフレット等を活用し、各学校において研修会を実施したり、定期面談等の機会において、教職員の抱える問題を確認したりするなどの取組を行い、信頼回復と再発防止に努めてまいります。

○ 令和8年度不登校の子どもの保護者相談会について

現在、全国的に不登校の児童生徒が増加しており、本県におきましても同様の傾向にあり、喫緊の課題となっております。三重県教育委員会では、県立みえ四葉ヶ咲中学校の開校をはじめ、教育支援センターの機能強化など、多様な学びの場の確保に努めてまいりました。そこで、本日は皆様に、不登校の子どもたちとその保護者を支援するための2つの取組についてご説明いたします。

まずは「令和8年度不登校の子どもの保護者相談会」につきまして、これは今年度で6年目を迎えますが、お子さんが学校に行きづらさを感じているとき、保護者も誰にも相談できずに孤立してしまうことがあります。そこで、県内9ヶ所の会場で、保護者の皆様が悩みを分かち合い、専門家に繋がるための相談会を開催いたします。会場と日程は、配付資料の通りでございます。

当日の内容につきましては、資料の裏面、4でございますが、当日は、不登校の経験を持つ若者や、心理の専門家による講演会の他、保護者同士が語り合う交流会、そしてスクールカウンセラーなどと個別にお話いただける相談会も設けております。第1回は6月7日、日曜日、津庁舎で開催いたします。不登校に関する悩みをお一人で抱え込まず、どうかこの機会に足を運んでいただきたいと思います。

○ 令和8年度フリースクール利用料支援事業について

学校や公的な機関も利用できない子どもたちにとって、フリースクールは、社会との繋がりを保ち、学びを継続するための重要な居場所となっています。この事業は、「経済的な事情によって、子どもたちの学ぶ権利が奪われることがあってはならない」という思いから、令和6年度から実施をしているものでございます。

補助の対象につきましては、資料の1をご覧ください。具体的には、生活保護を受けている世帯や、住民税が非課税の世帯などを対象といたします。

続いて資料の3「支援対象の範囲及び金額」をご覧ください。県が対象としたフリースクールの利用料の半額、月額最大1万5,000円を補助いたします。申請は、本日から受付を開始いたします。6月までに申請していただければ、4月分にさかのぼって補助の対象となりますので、ぜひご活用いただきたいと思います。

三重県の未来を担う子どもたち一人ひとりが、自分らしく、社会的自立への道を歩んでいけるよう、三重県教育委員会として、引き続き、誰一人取り残さない支援の輪を広げてまいります。報道機関の皆様におかれましても、この情報が必要な方々に届きますよう、ぜひご協力をお願いいたします。

○ 令和10年度全国高等学校総合体育大会に係る実行委員会の設立及び事務局看板の掲出について

令和10年度全国高等学校総合体育大会については、東海ブロック4県を中心に開催され、本県においても6競技7種目の開催が予定されております。これまでも、開催地の決定や、大会愛称等の決定などに取り組んできたところですが、今後は、開催準備をより計画的に進めていくため、令和8年5月21日に「令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会」を設立いたします。

今後も、本大会の開催が、運動部活動の活性化と、県全体のスポーツ推進及び本県の魅力発信に繋がるよう、教育関係機関・団体や、会場地市及び市内関係部局と連携を図るとともに、東海4県での調整・協議を行いながら、開催準備を進めてまいります。

また、令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会設立にあたり、令和8年5月21日木曜日、16時45分から、教育委員会事務局入口前ロビーにて、事務局の看板を掲出いたします。

看板の作製にあたっては、津高等学校書道部の藤井春菜さんと、同校美術部の方々にお願いいたしました。

当日は津高等学校から上村校長、書道部の藤井さん、美術部を代表して牧野さんに来庁していただくことになっており、教育委員会からは、作製に携わっていただいた方々に感謝状を贈呈する予定をしております。

発表項目に関する質疑

○ 教職員の懲戒処分について

- (質) 教員の処分の件で、被告の生年月日を教えてもらってもよいですか。
- (答) 生年月日については、公表の基準により、公表を差し控えさせていただきます。
- (質) 10代の被害にあった女性とは面識があったのですか。
- (答) それについては、被害者保護の観点から公表を差し控えさせていただきます。
- (質) 行為のあった日については、勤務時間外という理解で大丈夫でしょうか。
- (答) 勤務時間外ということです。
- (質) 休みの日ということでしょうか。
- (答) その日は土曜日ですので、休みですね。
- (質) もともとその日に鈴鹿市施設で何があったのですか。
- (答) ボランティアで、個人的な音楽指導のために利用していたということでございます。
- (質) 何か音楽の催しがあったのですか。
- (答) そういうことではないと思います。個人的な音楽指導でそこを使っていたということです。
- (質) 定期的にその場で生徒さんやお客さんたちに音楽指導をしていたということですか。
- (答) 個人的な音楽指導で、その時に鈴鹿市文化会館を使っていたということです。
- (質) 概要に、令和7年12月以降、同人に対してキスをする行為と書いてありますが、この1月の前にすでにキス行為をしていたということですね。
- (答) 本人の供述によりますと、12月末くらいからだと聞いております。
- (質) 個人的な音楽指導をしていた相手が、10代のこの女性の方なのですか。
- (答) そうです。
- (質) 被害者の女性に対して音楽指導を行っていたという理解でよいですか。
- (答) そういうことになります。
- (質) 1月以前、12月の事案に関しても同じ施設内での出来事なのですか。それとも、他の事案については学校内など場所が違ったりするのですか。
- (答) この鈴鹿市施設の他に、四日市市施設の利用時に、同行為があったと聞いております。
- (質) それは個人的な音楽指導で訪れた先でという理解でよいのですか。学校の業務として訪れたところということではなく。
- (答) 個人的な音楽指導というふうに聞いています。
- (質) この先生の教科は音楽ですか。
- (答) 音楽でございます。
- (質) 担任は持っていなかったのですか。
- (答) 令和7年度に3年生の担任をしておりました。
- (質) 確認ですが、被害者は1人ということによろしいですか。
- (答) はい。
- (質) 1月以前の行為に関して本人が話しているというのは、教育委員会に対して話しているのか、警察に対して話しているものを教育委員会さんが聞いているのか、それはどちら

らでしょう。

(答 教職員課) 教育委員会です。

(質) 個人的に1対1で指導していたという話ですが、これは他の方にも同じようなケースがあったのかこの方だけだったのかどちらですか。

(答) この方だけと聞いています。

(質) 今回の行為の動機に関しては、本人のコメントはありますか。

(答) 本人の供述によりますと、本人が彼女に好意を持ったからだと聞いております。

(質) キスをしたのは、レッスン中なのですか。それともレッスン後ですか。

(答) 鈴鹿市施設での個人的な学習指導は、何時間かしているわけですがけれども、その間と聞いています。

(質) 内部中学校に勤務していたのはいつからですか。

(答) 令和4年4月からです。

(質) 部活動の顧問とかは。

(答 教職員課) 吹奏楽部です。

(質) これも令和4年4月からですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 音楽科教諭でいいですか。

(答) そうです。

(質) 今、動機の面で彼女に好意をもったからだというお話だったと思うのですが、これは県教育委員会の聞き取りに対して話してることですか。

(答) そうです。

(質) ボランティアの音楽指導ということなのですが、この女性に対してだけ行っていたということですか。

(答) そのように聞いています。

(質) あくまでも学校の活動の一環ではなく、個人的なボランティアで行っていたということですか。

(答) そう聞いています。

(質) 吹奏楽部や学校全体の生徒に対して、この事案に対するメンタルケアはいかがでしょうか。

(答) 学校全体については、3月12日に全校集会を行い、その夜に保護者説明会を開きました。当然保護者の方から、生徒の心のケアについて心配する声もございましたので、スクールカウンセラーの派遣等の対応をしております。

(質) 3月に逮捕されていますが、そのあとの吹奏楽部の指導や音楽の授業は、代わりの教員が行っているのですか。

(答 教職員課) まず音楽の授業については、この教諭は3年生の担当であり、卒業しておりますので、教科については問題ありません。吹奏楽部は3名の顧問がおり、その他2

名の顧問で進めておりますので、影響はございません。

(質) 3年生の担任ということでしたが、音楽科の教諭自体は複数人いるのですか。

(答 教職員課) そうということです。

(質) 他の学年は、他の教諭が行っている。

(答 教職員課) そうです。

その他の項目に関する質疑

○ 福島県でのバスの事故を受けての県の対応について

(質) 福島県でバスの事故がありましたけれども、三重県教育委員会として、高校の部活動に対し、バスのルール運用面等を確認するような通知を出される予定はありますか。

(答) 部活動における児童生徒等の輸送に係る文書を平成7年3月23日に出しており、それを改めて、令和8年5月8日付けで発出し、交通安全対策について周知を図り、再度確認していただくという対応はしております。

(質) 周知したのみですか。実態を調査するとかはこれからですか。

(答) ちょうど文科省と国交省が、今回の件の事実関係を確認して、どのような対応が必要なのか検討するという報道もございましたので、それを受けて、県としても、国の考えや調査、あるいは事実関係がもう少しはっきりしてくれば、どのようなことができるか等も含めて対応していくという形にはなると思います。今のところは、発出した文書の確認をしていただくという形になっております。

(質) それは通知を出したという表現でいいですか。

(答) 安全対策についてという文書を平成7年に出したのですけれども、それを改めて、現場においてそういった形で取り組んでいただくように周知徹底をさせていただいたということです。

(質) 対象は県立学校ですか。

(答 保健体育課) 三重県内すべての県立学校です。

(質) それは具体的にどういう内容を求めているのでしょうか。

(答) 部活動等における児童生徒等に係る交通安全対策という通知ですので、まず大前提は児童生徒の輸送は公共交通機関の利用であることを示しております。やむを得ない事情がある場合に、自家用車登録をされている車での教職員による引率が行われる可能性があること、そのルールが定められております。平成7年が最初の通知となっております。

(質) 今の説明だと、やむを得ない場合は、学校で登録されたマイクロバスなどを使って移動しなさいという理解でいいですか。学校で登録をするのですか。

(答 保健体育課) 県立学校でのマイクロバスの使用については、まずは教職員の自家用車登録をするということになっております。そのうえで、学校教育活動に必要な範囲において使用を認めています。ただし、運行にあたっては生徒の安全確保を最優先とし、関

係規定等に基づいて適切に対応していく。具体的には、教職員が運転するという場合も想定されますけれども、所定の届け出を行ったうえで、運転資格等の確認をして、校長の承認のもと運転するというようにしております。

(質) 今の話だと、教職員が自家用車で輸送する場合に関するルールを定めているということですが、今回の磐越道の事故のように、バスの事業者にお願いしてというケースに関しての規定もあるのですか。通知の内容には、含まれているのですか。

(答 保健体育課) 部活動における生徒の輸送に関して、例えばバス会社との契約についてというような規定は、特段されておりません。

(質) スポーツの強豪校が県内にもあると思うのですけれども、そのような学校がどのように生徒を輸送しているかという実態について、現時点では把握されているのでしょうか。

(答 保健体育課) 基本的には、通知で規定されている自家用車登録されたマイクロバスの利用であるとか、バス会社に運転手付きの借り上げバスを頼むというようなことをしているとは聞いております。

(質) そのようにバスで移動するケースも考えられるので、通知の内容を見直す考えもあるのですか。

(答) 今の時点ではないのですけれども、先ほど申し上げましたように、国の方でも今回のケースの事実関係を確認したうえで、どのような対策に出てくるかということはありません。それを注視しつつ、今後の対策を考えていくという形になるかと思えます。

(質) 現時点では、容疑者の捜査段階なのですけれども、おそらくその肝になってくる部分というのは、白バス行為による輸送だったということが挙げられると思うのですけれども、県内でそういう事例というのは過去に確認しているのでしょうか。

(答 保健体育課) 現在把握しているものはありません。

(質) ないけれども、今後この調査の対象にはなるということですか。

(答 保健体育課) 先ほど教育長がおっしゃったように、国がそういったことを求めるのであれば、確認するべきときに確認するということになります。

(質) 例えば、契約書とか全部確認して、中身が適切だったかどうかということを見極めていくということよろしいですか。

(答 保健体育課) そのあたりは、国がどのような調査の仕方を求めてくるかを確認して、対応していきたいと思えます。

(質) 国のいわゆる指示ではなく、県独自として自発的にそういったことまで踏み込んで調べようというお考えはありますか。

(答 保健体育課) 今のところ、おっしゃっているような白バス行為のようなものは、想定しておりません。

(質) 他県の事案ではございますけれども、こういったケースが発生したことに対して教育長としてはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

(答) 事実関係がまだわからない部分はあるのですが、やはり子どもたちの交通安全対策というのが重要だと思っておりますので、今後こういった形で事実関係なり対応が出てくるかわかりませんが、県も国の動きを注視しながら、対応について考えていきたいと考えております。

(質) 先ほどの部活動の交通安全対策の通知というのは、我々がどこかのホームページで確認できるものですか。

(答 保健体育課) ホームページでは確認できないと思います。

(質) 公開してもらえますか。

(答 教職員課) 後ほど提供いたします。

(質) 今回の通知の発出先は、県立学校と市町教委は入っていますか。

(答 保健体育課) 市町教委は入っていません。

以上、16時42分終了